

ID: 525

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	海岸占用料、土石採取料の徴収		
法令名 根拠条項	海岸法 第11条		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の規定による。 (占用料及び土石採取料)</p> <p>第11条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第7条第1項又は第8条第1項第1号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、公共海岸の土地以外の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日